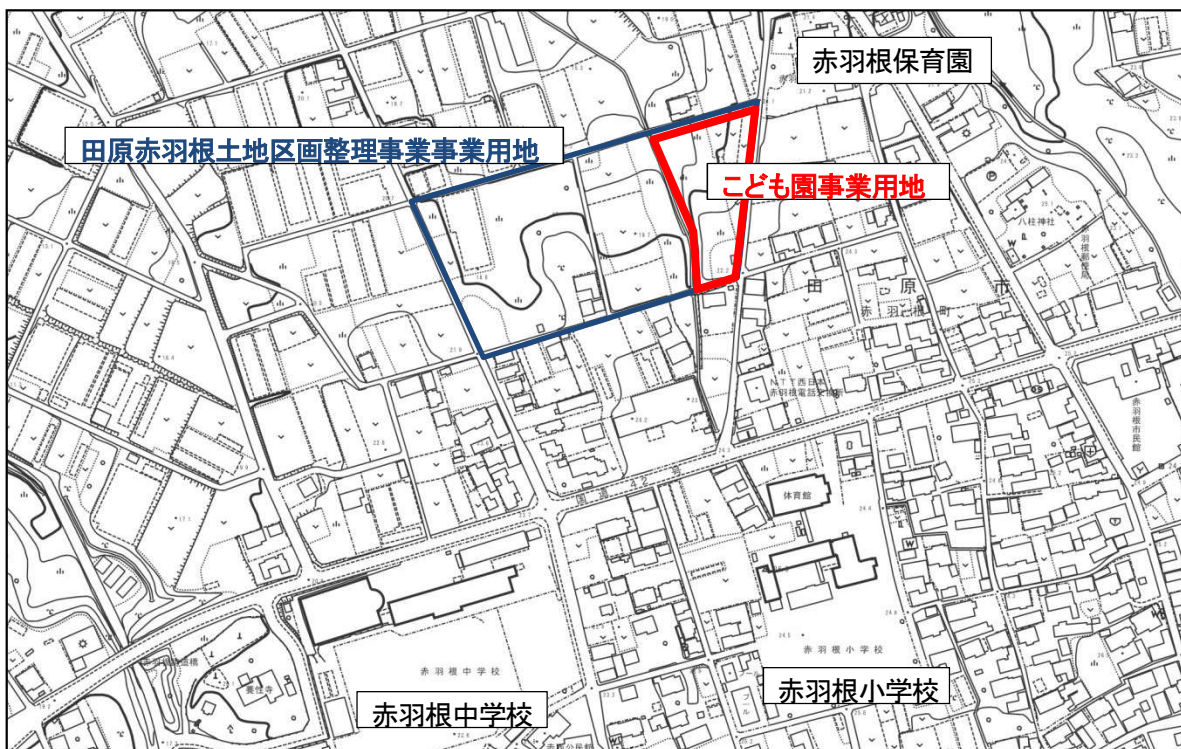


1 移管する保育園

田原市立高松保育園	愛知県田原市高松町木場 1 9 番地
田原市立赤羽根保育園	愛知県田原市赤羽根町天神 5 5 番地
田原市立若戸保育園	愛知県田原市若見町新居 3 1 番地

2 (仮称) あかばねこども園の場所

「田原赤羽根土地区画整理事業」で田原市がこども園用地として確保する場所。(赤羽根町天神地内)(約 4,840 m²) 駐車場は、隣接する赤羽根保育園跡地を利用。(3,775 m²)



3 移管の条件

(1) 応募資格

平成 31 年 4 月 1 日現在において、愛知県三河地域^{※1}若しくは静岡県西部地域^{※2}で、認可保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「保育所等」という。)のいずれかを 10 年以上継続して設置及び運営する社会福祉法人又は学校法人であること。

※1 愛知県三河地域

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

※2 静岡県西部地域

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(2) 教育・保育事業の基準

- 定 員 概ね 240 人（1 号認定 30 人、2 号認定 150 人、3 号認定 60 人）
- 受入月齢 生後 10 カ月から
- 開 園 日 月～金曜日、土曜日（希望保育）※日曜日、祝日、年末年始は休園
- 開園時間 （平日）午前 7 時 30 分～午後 7 時
（土曜日）午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分
- 特別保育 ・ 地域子育て支援拠点事業
※乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 など

(3) 施設等整備の条件

- 選考により選定された事業者（選定事業者）自らが、（仮称）あかばねこども園の施設整備（新設）を行う。
- 土地は無償貸与とする。
- 令和 4 年 4 月の開園に合わせて、園舎、園庭、その他の必要な施設を整備する。など

(4) その他の条件

- 市の子育て支援方針をよく理解し、積極的に協力できる事業者であること。
- 選定事業者自らが認定こども園を運営し、良好な教育・保育が実施できること。
- 認定こども園を持続的に運営するための経営基盤及び社会的信望を有すること。
- 保育教諭等の職員確保が確実であり、かつ年齢構成や経験年数が配慮されていること。
- 保護者との信頼関係が構築できること。
- 地域や関係団体との交流・連携が図られること。
- 事故防止対策、安全対策、防災対策などの取組が万全であること。
- 暴力団又はその構成員でないこと。

など

4 募集要項等の配布等

- 6 月 27 日（木）から 7 月 18 日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の間に子育て支援課窓口で配布します。また、田原市ホームページからもダウンロードができます。

5 事業者の選考

(1) 選考の体制

市長が設置する「（仮称）あかばねこども園整備及び運営事業者選考委員会」が審査を行い、最も優れていると認める事業者を優先交渉権者として選定し、最終的に市長が決定する。

(2) 審査の基本的視点

- 信頼できる良好な教育・保育の実施が可能であること。
- 安定した経営が持続的に確保できるものであること。
- 教育・保育の質の向上に対する取組みが期待できること。
- 地域に根ざした園運営を行うことができること。